

中井町中小企業信用保証料補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の経営合理化の促進及び振興を図るため、神奈川県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を受ける中小企業者の信用保証料（以下「保証料」という。）の一部を予算の範囲内で補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 保証料の補助対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中井町中小企業振興融資を受けた者
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項に規定する特定中小企業者
- (3) 同法第2条第6項に規定する特例中小企業者
- (4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第2号の規定に該当する中小企業者
- (5) 中井町中小企業緊急支援融資を受けた者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、保証協会に払い込んだ保証料の額（以下「払込額」という。）に相当する額とし、前条第1号から第4号までに該当する者は5万円、前条第5号に該当する者は50万円を限度額とする。

2 払込額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、保証協会が保証料の払い込みを確認した日から30日以内に取り扱金融機関及び保証協会を経由して、中井町中小企業信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、その適否を決定し、中井町中小企業信用保証料補助金交付（不交付）決定通

知書（第2号様式）により通知しなければならない。

（補助金の請求）

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定の日から30日以内に町長に請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 借入保証期間及び金額が著しく減少し、払い込んだ保証料の還付を受けたとき。
- (2) 第2条の規定による融資資金の利用を変更したとき。
- (3) その他不正の方法により補助金の交付を受けたとき。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に申込のあった中井町中小企業振興融資要綱に基づく融資に係る保証料の補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 5 日から施行する。

中井町中小企業信用保証料補助金交付申請書

中井町長 殿

所在地(住所)
 申請者 事業所名
 代表者氏名 ⑩
 電話番号

本事業所(私)は、中井町中小企業信用保証料補助金の申請にあたり、_____年 月 日現在、町税の滞納はありません。

なお、町税完納の有無について、この補助金に関するものに限り、確認することを同意します。次のとおり信用保証料補助金の交付を申請します。

1. 融資資金の種類	<input type="checkbox"/> 中井町中小企業振興融資 <input type="checkbox"/> セーフティネット__号 <input type="checkbox"/> 危機関連保証 <input type="checkbox"/> 東日本大震災復興緊急保証 <input type="checkbox"/> 中井町中小企業緊急支援融資	
2. 資金の用途	<input type="checkbox"/> 運転資金 <input type="checkbox"/> 設備資金 <input type="checkbox"/> 併用資金	
3. 借入保証金額	円	
4. 保証期間	年 月 日～ 年 月 日	
5. 返還方法	<input type="checkbox"/> 全額一時返済 <input type="checkbox"/> 毎月割賦返済 カ月据置 回払	
6. 保証料払込額	円	
7. 補助金申請額	〇〇円 ※払込額に100円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。	
8. 営業の概要	名 称	
	営業の場所	中井町
	営業の種類	
	資本金(出資金)	円
	従業員数	名
	営業年数	年
上記に対し、神奈川県信用保証協会の信用保証により貸与しました。 年 月 日 取扱金融機関 ⑩		
上記に対し、借入保証を行い保証料の払込みがあったことを確認しました。 年 月 日 神奈川県信用保証協会 ⑩		
町税納入状況 上記の者の町税納入状況は _____年 月 日現在滞納がありません。 課 (担当者確認印 _____)		

取扱金融機関 → 神奈川県信用保証協会 → 中井町役場

第2号様式（第5条関係）

中井町中小企業信用保証料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

殿

中井町長 印

年 月 日付で申請のありました中井町中小企業信用保証料補助金の交付について、補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定します。

補助金額 _____ 円

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

中井町長 殿

氏 名
住 所

請 求 書

年 月 日付で交付決定を受けました中井町中小企業信用保証料補助金につきまして、下記のとおり請求いたします。

請求額 _____ 円

振込先

金融機関名	
支店名等	
種 別	
フリガナ	
口座名義	
口座番号	